

研究活動に係る不正行為・研究費等の不正使用の通報窓口

本学における教育・研究又は管理運営上で研究費等の不正使用及び研究活動における不正行為などで法令違反行為等が行われている又は行われようとしていることを知ったとき、大学の内外を問わず誰でも通報できる通報窓口を設置しています。

なお、通報は、電話・FAX・電子メール・書面・面会などの各種の方法で受け付けます。

○通報窓口

- ・研究活動の不正行為（「ねつ造」、「改ざん」、「盗用」等）

受付責任者 事務局長
所在地 〒020-0045 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目6番30号
電話 019-606-7030（代表） 大学内線 100
FAX 019-606-7031（専用）
電子メール soumu@iwate-uhms.ac.jp

- ・研究費の不正使用

受付責任者 事務局長
所在地 〒020-0045 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目6番30号
電話 019-606-7030（代表） 大学内線 100
FAX 019-606-7031（専用）
電子メール soumu@iwate-uhms.ac.jp

○通報を受け付ける際の留意事項

- ・ 通報等を受け付ける際には、通報者の氏名、連絡先、不正を行ったとする者又は研究グループ名、不正行為の態様等、不正行為とする合理的根拠について確認させていただきます。
- ・ 調査に当たっては、通報者に協力を求める場合があります。
- ・ 通報者の名誉やプライバシーその他の人権を尊重し、通報者の氏名、通報の内容等が通報者の意に反して漏洩しないように関係者の秘密保持を徹底いたします。
- ・ 調査の結果、悪意（専ら被通報者に何らかの損害を与えることや本学に不利益を与えることを目的とする意志をいいます。）に基づくものであることが判明した場合は、通報者の氏名の公表や懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講ずることがあり得ることを申し添えます。

- 電話・面会での通報は、8時30分から17時15分まで（土・日曜日、祝日、年末年始の休日、開学記念日（5月1日）を除く。）をお願いいたします。